

憲 法

地方裁判所（以下、「Y」という。）の判事補 X は、いわゆるヘイトスピーチ禁止法案（以下、「同法案」という。）に反対する市民集会に、シンポジウムのパネリストとして参加する予定であったところ、裁判所長より、裁判所法 52 条 1 号の禁止する「積極的に政治運動をすること」に該当し懲戒処分の対象になるおそれがあるとして、出席を見合わせるよう警告を受けた。

上記集会に参加した X は、パネルディスカッションが始まる直前に、会場の一般参加者席から職名を明らかにした上で、「当初、この集会にシンポジウムのパネリストとして参加する予定であったが、事前に所長より、集会に参加すれば懲戒処分もあり得るとの警告を受けたことから、パネリストとしての参加はとりやめた。自分としては、仮に法案に反対の立場で発言しても、裁判所法に定める積極的な政治運動に当たるとは考えないが、パネリストとしての発言は辞退する」といった趣旨の発言をした。

こうした X の言動に対し、Y は分限裁判を申し立てた。5 人の裁判官からなる A 高等裁判所特別部は、X が言外に同法案反対の意思を表明する発言をし、もって同法案の廃案をめざしている団体等の政治運動に積極的に荷担した行為が裁判所法 52 条 1 号に違反するものとして、同法 49 条に基づき、X を懲戒処分（戒告）に付す決定を下した。そこで X は最高裁に即時抗告した。

上記事案における憲法問題について論じなさい。（配点：40 点）

○参照条文 裁判所法

49 条（懲戒） 裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があったときは、別に法律で定めるところにより裁判によって懲戒される。

52 条（政治運動等の禁止） 裁判官は、在任中、左の行為をすることができない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。
- 二 最高裁判所の許可のある場合を除いて、報酬のある他の職務に従事すること。
- 三 商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

刑 法

次の【事実】における甲の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。その際、どの要件にどの事実が該当するかを具体的に明示するよう、努めなさい。（配点：40点）

【事実】

1 甲（35歳）は、妻と長女 A（5歳）との3人で暮らしている。最近 A は、甲に買ってもらった「こども銀行セット」というおもちゃが気に入り、セットに含まれている「こども銀行券」という模擬紙幣を使って、近所の子供とままごと遊びをしている。同銀行券は、縦5センチ、横12センチほどの紙の両面に、紙幣のような模様と「こども銀行券」という文字、100円、500円、1000円、5000円という額面文字と、額面毎に異なるアニメのキャラクターを中央に肖像として印刷したものであり、セットには各額面20枚ずつが入っている。

2 ある秋の朝、甲は A を連れて、自動車で遠足に行った。稲穂が垂れ、果物が実る様子を A に見せようと考えてのことである。A も、父親が遠足に連れて行ってくれることに大喜びであるが、大好きな「こども銀行券」は持って行きたいと言う。甲も、「そんなものを持って行っても、遊んでくれる相手はいないだろう」と思いつつも、別に禁止するようなことでもないと考え、これを持たせた。

甲と A は、黄金色に色づいた田圃^{たんぼ}を見たり、林でドングリを拾ったりして遊んで、昼過ぎにはそろそろ家に帰ることにした。そのとき、A が「こども銀行券」を使ってみたい、と言い始めた。友達とのままごと遊びだけで使うのではなく、実社会で使ってみたい、というのである。甲は、A の無理難題に窮したものの、ちょうど道路脇にある果物の無人販売所に、品物を並べに来ている果樹農家の女性 B がいたので、試しに「あの人に100円札2枚渡して『りんごをください』と言ってごらん」と A に言った。「りんご200円」という値札が見えたからである。A が B のところに行って、甲の言うとおりにしてみると、A をかわいいと感じた B は「ああ、いいよ。りんご1個で200円だよ」と言って、「こども銀行券」200円と交換にりんご1個をくれた。

A は大喜びで、りんご1個をぺろっと平らげた。甲は、「この辺りの人は、気前が良いなあ」と感心した。

3 A がりんごを食べてから、車で5分くらい走ったところで、A がまた「もう一回、こども銀行券が使いたい」と言い始めた。甲は、再度の無理難題に困っ

たものの、この辺りの人は気前が良いのだから問題ないに違いないと考えて、「梨 5 個 1000 円」とある道路脇の無人販売所の前で車を停めて、A に「1000 円のこども銀行券を料金箱に入れて、梨 5 個入りの袋を 1 つ持っておいで」と指示した。A は、今度は 1000 円という高額の「こども銀行券」であるから、やや緊張したものの、無人の販売所で無事“買い物”をすることができた。とはいえ、この梨を出品した農家 C が「こども銀行券」で梨を“売る”気がないことは、もちろんである。

甲が梨を 1 個剥いてやると、A は半分食べたが、疲れたらしく、寝てしまった。残った梨は、翌日以降、甲一家が皆で賞味した。

民法

次の【事案】を読んで、後記の〔小問1〕から〔小問3〕までに答えなさい。

【事案】

- ① Aは、Bが個人経営する食堂に入り、800円のカツ丼を注文した。食堂の建物および食堂内の備品はすべてBの所有である。
- ② Bは、自己の所有する材料（米、豚カツ、玉ねぎ、卵、水、調味料）でカツ丼を調理し、Aに出した。Aは、食堂内のテーブルと椅子を利用し、カツ丼に添えて出された割り箸を使ってカツ丼を残さずに食べた。
- ③ Aは、Bに対し、100円硬貨8枚を手渡し、使った食器をテーブルに置いたまま食堂を出た。Bは、Aが使った食器を片付け、テーブルを拭いた。

〔小問1〕

- ①で生じたAB間の権利変動を説明しなさい。（配点：20点）

〔小問2〕

- ②で生じたAB間の権利変動を説明しなさい。（配点：10点）

〔小問3〕

- ③で生じたAB間の権利変動を説明しなさい。（配点：10点）